

府中町町内会加入促進等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は子育て世代の町内会加入促進等のために町内会が実施する事業について、その経費を補助することにより地域課題の解決と地域の活性化を図るために、予算の範囲内において府中町町内会加入促進等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、町内会連合会（府中町北部町内会連合会及び府中町南部町内会連合会をいう。以下同じ。）及び町内会連合会に属する町内会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、対象団体に未加入の者が参加できるものであり、かつ、第1条の目的を達成するために実施するものとする。ただし、当該対象団体の区域に居住する住民の当該対象団体への加入率が100パーセントの場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、1対象団体につき1年度に1回限りとする。

3 対象団体は事業を実施する際に、次に掲げる事項を記載したチラシ等を作成し、ポスティング、戸別訪問等により町内会未加入者への周知に努めるものとする。

- (1) 町内会の名称
- (2) 町内会加入申込みの連絡先
- (3) 町内会未加入者でも参加可能なイベントである旨
- (4) 町内会費及び加入方法の案内

4 対象団体は事業を実施する際に、町内会加入促進コーナーの設置やチラシの配布等、事業内で当該町内会に未加入の者が町内会に加入することができる体制を整備するとともに、事業の参加者に対して町内会に関するアンケート調査を実施するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、事業の実施に必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1事業につき15万円を上限とする。複数の対象団体が共同で事業を実施する場合においても同様とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、事業実施年度の前年度の別に定める期間内に、府中町町内会加入促進等補助金事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）

に来年度の補助金の申請額（以下「補助金事前協議額」という。）を記載のうえ、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 府中町町内会加入促進等補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 府中町町内会加入促進等補助金事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、府中町町内会加入促進等補助金交付の内定結果について（様式第4号）により審査結果を通知する。

（事前協議における内定等）

第7条 補助金事前協議額が翌年度の予算計上額を超過することが見込まれる場合は、次に掲げる順序の優先順位により補助金の交付を内定（以下「内定」という。）する対象団体を決定する。

- (1) 当該事前協議書を提出した前年度に次項の規定によるくじにより内定を受けることができなかった対象団体
- (2) 最後に補助金の交付を受けた年度の末日から起算して、事前協議書の提出をしようとする年度の初日までの期間が他より長い対象団体

2 前項各号の優先順位を適用する場合において、同順位となる対象団体が存在し、又は同号に該当する対象団体が存在しない場合は、くじにより内定する対象団体を決定する。

（交付申請）

第8条 第6条第2項の規定により内定を通知された対象団体は、府中町町内会加入促進等補助金交付申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）に第6条各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。ただし、事前協議の際に提出した書類のうち、内容に変更がないものは提出を省略することができる。

（申請の取下げ）

第9条 申請書を提出した対象団体（以下「申請者」という。）が申請を取り下げようとするときは、遅滞なく府中町町内会加入促進等補助金取下書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、府中町町内会加入促進等補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

2 町長は補助金を交付することを不適当と認めるときは、府中町町内会加入促進等補助金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助事業の内容変更等）

第11条 前条第1項の規定により決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が事業の内容を変更しようとするときは、理由書を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに府中町町内会加入促進等補助金実績報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 府中町町内会加入促進等補助金事業実施結果の概要（様式第10号）
- (2) 府中町町内会加入促進等補助金事業収支決算書（様式第11号）
- (3) 当該事業に係る領収証の写し
- (4) 当該事業において作成したチラシ
- (5) 当該事業の参加者が記入した町内会イベント参加者アンケート（様式第12号）の写し
- (6) 当該事業を実施した様子の分かる写真

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中町町内会加入促進等補助金交付確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、補助金の額を確定した後、申請者名義の口座への振込みにより行う。ただし、町長が必要と認めるときは概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、府中町町内会加入促進等補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第14号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業を当該年度内に完了することができないとき。
- (4) 補助事業者が交付決定後に補助金の交付を辞退したとき。
- (5) 事業の実施において、他の利用者に迷惑を及ぼすと認められる行為、専ら特定の宗教団体の利益のために行われると認められる行為又は申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、府中町町内会加入促進等補助金交付取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	対象経費名	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
1	礼金 事業実施にあたり講師などに支払う謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師への謝礼 ・出演団体への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の役員や内部団体への謝礼金
2	会議費 会議・打合せ等に伴う飲料代	<ul style="list-style-type: none"> ・会議参加者用の飲料代（一人あたり税込単価200円以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事代（喫茶店等での飲食代等） ・茶菓子代 ・弁当代 ・アルコール飲料代（アルコールテイスト飲料代を含む。以下同じ。）
3	物品購入費 事業実施に必要な消耗品及び製作に必要な材料等の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品類 ・資料用コピー用紙 ・事業参加者に対する記念品、参加賞 ・木材等の事業実施に必要な材料代 ・イベント等の模擬店又は炊き出し訓練等で、調理して食品を提供する場合の食材費（調理した食品は当該イベントのその場で消費するものに限る） ・イベント参加者用の飲食代（一人あたり税込単価2,000円を上限とする。ただし、支出の内容がこの要綱の目的に適合しないと認められる場合は対象外とする。） ・加入促進の取組に必要な粗品（一人あたり税込単価500円以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人に送る贈答品、記念品 ・税込単価5,000円を超える景品 ・税込単価2,000円を超える記念品 ・税込単価1,000円を超える参加賞 ・備蓄用の物品、食品 ・金券類（商品券、図書カードなど） ・アルコール飲料代
4	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、資料などの印刷経費 ・コピー代 ・写真現像代 	

5	<p>役務費</p> <p>サービスの利用料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送料 ・ 保険料（当該事業のイベント保険等に限る） ・ 手数料 ・ クリーニング代 	
6	<p>委託料</p> <p>事業を効率的に実施するための委託経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のための企画運営委託経費 ・ 舞台設営・撤去等の委託経費 ・ チラシ等のポスティング委託経費 	
7	<p>使用料</p> <p>物品や場所等を借り、使用するための経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場、会議室の使用料 ・ 音響機材レンタル料 ・ 事業で使用する物品の運搬に伴う、レンタカー借上げ料 ・ バス借上げ料 	
8	<p>工事費</p> <p>事業で使用する設備・構造物に係る工事経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のための電気、装飾、証明などの工事経費（やぐら、舞台の設置工事等） ※事業実施のための一過性の工事に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恒久的な設備の工事
9	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のために必要な事業経費 ・ 事業実施に向けて準備を進めていたが、やむを得ず中止となった場合の準備にかかった経費（ただし、補助対象経費に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇親だけを目的とする事業に係る経費 ・ 事業の中止決定以降に支出した経費 ※ただし、中止決定以前に契約をしていて、請求や支払いが中止決定以降となる場合は準備にかかった経費として、対象とする。 ・ 分担金

※各科目等に掲げる事項は例示である。

様式第1号（第6条関係）

府中町町内会加入促進等補助金
事前協議書

年 月 日

（提出先）府中町長

団 体 名
代表者住所
代 表 者 名
連 絡 先

府中町町内会加入促進等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて事前協議します。

1 事業名称

2 交付申請額 円

3 添付資料 事業計画書
府中町町内会加入促進等補助金事業収支予算書
その他

様式第2号（第6条、第8条関係）

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
事 業 計 画 書

団 体 名 :

事 業 名			
事 業 の 概 要 ・イベントの内容 ・加入促進の取組			
	加入促進の取組 事業前： <input type="checkbox"/> ポスティング <input type="checkbox"/> その他（ ） 事業内： <input type="checkbox"/> 加入受付体制 <input type="checkbox"/> アンケート		
期待できる事業の効果			
	チラシの配布予定数	参加者目標数（うち未加入者数）	加入目標数
ス ケ ジ ュ ー ル			

様式第3号 (第6条、第8条関係)

府中町町内会加入促進等補助金
事業収支予算書

団体名：

(単位：円)

科目		収入内容	金額	摘要
1 収入の部	(1) 補助金収入			
	(2) その他収入			
	計			
科目		支出内容	金額	摘要
2 支出の部	(1) 謝礼金			
	(2) 会議費			
	(3) 物品購入費			
	(4) 印刷製本費			
	(5) 役務費			
	(6) 委託料			
	(7) 使用料			
	(8) 工事費			
	(9) その他経費			
	計			
科目		支出内容	金額	摘要
3 町内会加入促進等補助金の使途	(1) 謝礼金			
	(2) 会議費			
	(3) 物品購入費			
	(4) 印刷製本費			
	(5) 役務費			
	(6) 委託料			
	(7) 使用料			
	(8) 工事費			
	(9) その他経費			
	計			

様式第4号（第6条関係）

府 発第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

府中町長

府中町町内会加入促進等補助金交付の内定結果について（通知）

年 月 日付で事前協議のありました府中町町内会加入促進等補助金について、
年度の交付対象団体として（内定しました・内定しませんでした）。

1 事業名称

2 交付内定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

府中町町内会加入促進等補助金
交付申請書

年 月 日

（提出先）府中町長

団 体 名
代表者住所
代 表 者 名
連 絡 先

府中町町内会加入促進等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて交付申請します。

1 事業名称

2 交付申請額 円

3 添付資料 事業計画書
府中町町内会加入促進等補助金事業収支予算書
その他
ただし、事前協議から変更がない場合は省略可

様式第6号（第9条関係）

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
取 下 書

年 月 日

（提出先）府中町長

団 体 名
代 表 者 住 所
代 表 者 名
連 絡 先

年 月 日付で行った、府中町町内会加入促進等補助金の交付申請について、次のとおり取り下げます。

1 交付申請額 円

2 取下げ理由

様式第7号(第10条関係)

府 発第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

府中町長

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました府中町町内会加入促進等補助金の交付申請について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 事業名称

2 交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 指定した事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 申請内容に変更が生じ、又は事業を中止する場合は、速やかに連絡し、変更申請書を提出すること。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反しないこと。

様式第8号（第10条関係）

府 発第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

府中町長

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました府中町町内会加入促進等補助金の交付申請について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

- 1 事業名称
- 2 不交付理由

様式第9号（第12条関係）

府中町町内会加入促進等補助金
実績報告書

年 月 日

（提出先）府中町長

団 体 名
代表者住所
代 表 者 名
連 絡 先

補助事業が完了しましたので、府中町町内会加入促進等補助金交付要綱第12条に基づき、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 金 円

- 2 添付資料 府中町町内会加入促進等補助金事業実施結果の概要
府中町町内会加入促進等補助金事業収支決算書
補助事業に係る領収書の写し
当該事業において作成したチラシ
当該事業の参加者が記入した町内会イベント参加者アンケートの写し
当該事業を実施した様子の分かる写真（イベント、加入促進の取組）

様式第11号(第12条関係)

府中町町内会加入促進等補助金
事業収支決算書

団体名:

(単位:円)

科目		収入内容	金額	摘要
1 収入の部	(1) 補助金収入			
	(2) その他収入			
	計			
科目		支出内容	金額	摘要
2 支出の部	(1) 謝礼金			
	(2) 会議費			
	(3) 物品購入費			
	(4) 印刷製本費			
	(5) 役務費			
	(6) 委託料			
	(7) 使用料			
	(8) 工事費			
	(9) その他経費			
	計			
科目		支出内容	金額	摘要
3 町内会加入促進等補助金の使途	(1) 謝礼金			
	(2) 会議費			
	(3) 物品購入費			
	(4) 印刷製本費			
	(5) 役務費			
	(6) 委託料			
	(7) 使用料			
	(8) 工事費			
	(9) その他経費			
	計			

様式第13号(第13条関係)

府 発第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

府中町長

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付で提出のありました府中町町内会加入促進等補助金の実績報告書を
審査した結果、交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、補助金額を
次のとおり確定します。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第14号(第14条関係)

府中町町内会加入促進等補助金
請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

(提出先) 府中町長

団 体 名
代表者住所
代表者名
連 絡 先

府中町町内会加入促進等補助金として、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 請求額 金 円
- 3 振込先口座

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 出張所
	口座の種別	1. 普通預金 2. 当座預金 (該当番号を○で囲む)	
	口座番号		
	口座の名義人	(フリガナ)	

- 4 添付資料 振込先口座の通帳の写し

様式第15号(第15条関係)

府 発第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

府中町長

府 中 町 町 内 会 加 入 促 進 等 補 助 金
交 付 取 消 通 知 書

年 月 日付府 発第 号において交付決定した府中町町内会加入促進等補助金について、交付決定の(一部・全部)を取り消しましたので、次のとおり通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付取消理由
- 3 返還金の有無 (有・無)
- 4 返還金額(返還金有の場合) 金 円
- 5 納付期限(返還金有の場合)
- 6 納付方法(返還金有の場合)
同封の納付書により金融機関窓口にて納付してください。
- 7 その他